

第 552 回広島地方最低賃金審議会

議事録

広 島 労 働 局

広島地方最低賃金審議会

第 552 回広島地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 6 年 3 月 18 日 (月)

2 場 所 広島合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室

3 出席者

【公益代表委員】

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

【労働者代表委員】

佐崎委員、戸村委員、長安委員、橋本委員、林委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

釜石労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、
栗林賃金指導官、山崎監察監督官、吉川労働基準監督官、森川給付調査官

4 議 事

(1) 広島県特定(産業別)最低賃金専門部会の廃止決定について

(2) 広島県特定(産業別)最低賃金の改正の申出に関する意向表明について

(3) その他

ア 審議会議事の公開状況

イ 広島労働局働き方改革推進協議会(報告)

ウ 事業場視察

エ 令和6年度広島地方最低賃金審議会スケジュール(案)

議事

岡田会長

それでは少し時間早いですけども、ただ今から第 552 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず事務局から、本日の各委員の出席状況を報告してください。

重弘室長補佐

本日の審議会の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名の計 15 名の委員に御出席をいただいております。開催に当たっての、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会は、広島地方最低賃金審議会運営規程第 6 条の規定に基づきまして、原則として公開の会議とさせていただきます。その議事録につきましても、発言者名を含めまして公開とさせていただくことになっておりますので、御了解をお願い申し上げます。

なお、去る 3 月 4 日から 3 月 11 日までの間、本審議会の公開に係る公示を行ったところ、傍聴の申込みはございませんでした。

お手元の資料 No. 1 「広島地方最低賃金審議会委員名簿第 56 期」を御覧ください。第 56 期審議会委員のうち労働者代表委員国友委員、山崎委員が退任された後、林秀彦委員、戸村伸一郎委員の 2 名の委員を任命させていただきました。議事に先立ちまして、お二人の委員を御紹介いたします。

(各委員紹介)

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、議事(1)「広島県特定産業別最低賃金専門部会の廃止決定」について審議したいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

栗林賃金指導官

本年度の広島県特定最低賃金の改正につきましては、8 件のうち各種商品小売業最低賃金以外の 7 件の改正審議がなされ、資料 No. 2、2 ページの「令和 5 年度広島県特定産業別最低賃金の改正決定に関する官報公示(写)」のとおり、令和 5 年 12 月 1 日付官報公示後、7 件すべての改正特定最低賃金が令和 5 年 12 月 31 日に発効

となりました。

なお、8件の特定最低賃金と同様の全国の特定最低賃金の改正状況は、資料No.3-1から3-8まで、ページ数でいいますと、4ページから11ページにお示ししております。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第7項において「その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。

つきましては、令和5年度の広島県特定最低賃金の改正が終了したことから、7件の特定最低賃金専門部会の廃止について、御審議をお願いいたします。

岡田会長

はい、ただ今事務局からの説明のとおり、本年度の特定最低賃金の改正は、すべて終了いたしましたので、7件の特定最低賃金専門部会を廃止することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

異議なしということで、御承認いただいたものと認めます。それでは、7件の特定最低賃金専門部会の廃止を決定いたします。

これに関しまして、事務局から何か補足説明がありますか。

重弘室長補佐

ただ今、7件の特定最低賃金専門部会の廃止を決定していただきましたので、本審委員以外の特定最低賃金専門部会委員の皆様方には、速やかに解任通知を送付させていただきます。

なお、本日御出席の本審委員につきましては、先ほど各専門部会の廃止を御確認いただきましたので、解任通知の送付は省略とさせていただきますので、御了承願います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。続いて、議事(2)「令和5年度広島県特定産業別最低賃金の改正の申出に関する意向表明について」に移ります。

事務局から、説明をお願いします。

栗林賃金指導官

広島県特定最低賃金に係る改正の申出に関する意向表明について御説明します。

その前に、委員の皆様にもメールにより情報提供しておりましたが、日本標準産業分類が改正され令和6年4月1日から施行されることとなります。改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて御説明いたします。

お手元の資料No.4、12ページ「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」を御覧ください。

まず、1「日本標準産業分類の改定の概要」についてです。

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、令和6年4月1日に施行される予定です。

改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」いわゆる百均等の分類項目の新設、「,」カンマの「,」読点への修正等の設定などとなっています。

次に、2「日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金」についてです。

この改定により、特定最低賃金に影響が及ぶ可能性のあるものが、広島県各種商品小売業最低賃金（以下「商品小売業」と呼称します。）です。

商品小売業は、現在資料の「旧産業分類」表内の中分類56「各種商品小売業」を対象として適用しています。この中分類の56「各種商品小売業」は、令和6年4月の改定により、範囲が拡大され、資料の右側の「新産業分類」表内にありますように、現小分類561「百貨店・総合スーパー」が分割され新小分類561「百貨店」、562「総合スーパーマーケット」となります。

新たに、現589「コンビニエンスストア」が移動し、新たに563となり、現603「ドラッグストア」が移動し564となり、現609「ホームセンター」が移動し、565となります。

566「均一価格店（百均）」は、新設となります。

現小分類569「その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）」が569「その他の各種商品小売業」に名称変更されます。

なお、ここには載っていませんが、小分類560「管理、補助的経済活動を行う事業所」は従来どおりです。

次に3、「日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント」についてです。

資料にありますように、まず、事務局といたしましては、申出を受けるに際し、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうか確認します。

その上で、これまでどおりの適用対象業種の範囲で申出がなされた場合は、小分類561「百貨店」小分類562「総合スーパーマーケット」及び小分類569「その他の各種商品小売業」を適用対象とします。

この場合は、適用対象業種の範囲を変更するものではないことから、改正として取り扱います。

具体的な改正の手順について、御説明いたします。

資料の裏面「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）」を御覧ください。

一番左側の「各種商品小売業最低賃金改正申出書」が該当しますので、この手順に沿って説明いたします。

申出書には、旧産業分類の件名「広島県各種商品小売業」が記載され、事務局で申出要件を確認の上受付を行います。

必要性の審議に当たっては、旧産業分類の件名「広島県各種商品小売業」で諮問を行います。

必要性の審議の結果、必要性有もしくは無となった場合、答申は、申出書の件名、旧産業分類の件名「広島県各種商品小売業」で答申します。

必要性の審議の結果、必要性有、となり、金額審議を行う際は、申出書の件名は、旧産業分類の件名「広島県各種商品小売業」で金額諮問します。

金額審議が結審し、改正金額を答申する際、答申文の本体の件名は諮問文に揃えます。

件名は「広島県各種商品小売業」です。

答申文の別紙には、新産業分類に基づく件名を記載します。

件名は、「広島県百貨店、総合スーパーマーケット、各種商品小売業最低賃金」となります。

官報は、答申文の別紙の内容で公示されます。

以上が改正のケースです。

もう1つのケースは、新産業分類に対応した適用対象業種の範囲で申出がなされた場合です。

資料の表面、「日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント」に戻ってください。

2段目の1行目の後半から2行目にかけて「適用対象業種の範囲に変更が生じる場合は新設として取扱うこと。」とありますように、このケースは、新設として取り扱いますので、新産業分類に基づく件名、適用対象業種の範囲で申出がなされます。

審議については、新設の審議と同様となります。

最後に、「,」カンマの「,」読点への変更に伴う特定産業別最低賃金への影響について御説明いたします。

広島県の特定産業別最低賃金の件名でカンマ表示されているのが、造船業です。

件名が、「広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」です。今後「広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」となります。

以上が日本標準産業分類改定に関する説明となります。

では、次に、令和6年度広島県特定最低賃金の改正等の申出に関する意向表明についてです。お手元の資料No.6及び資料No.7-1から7-9、37ページから46ページにありますとおり、設定されている8件すべての特定最低賃金の改正申出及び1件の新設申出に関する意向表明が、広島労働局長あてに書面で提出されております。

新設申出の内容につきましては、改定予定の日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター及び各種食料品小売業の分類で構成される最低賃金です。件名は、「広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金」となります。

申出は、例年6月中旬から7月初旬を目途にお願いしておりますので、今後、疎明資料を添付して正式に申出がなされました場合は、事務局で内容を点検させていただいた後に、御審議をいただくこととなります。

なお、特定最低賃金の改正等申出において、参考となります各設定業種に係る適用労働者数及び適用使用者数につきましては、資料No.8、47ページにお示ししております。

「広島県各種商品、各種食料品小売業最低賃金」の適用使用者数及び適用労働者数がお示しできていませんが、わかり次第委員の皆様へメール等により、御報告いたします。

私からは以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、事務局の資料説明も踏まえまして、意向表明をされた労側から説明をお願いしたいと思います。

橋本委員

それでは橋本の方から意向表明をさせていただきます。

事務局から御報告いただいたように、本年度の8業種の改正審議に関する意向表明、また、各種商品小売業、各種食料品小売業として、新設の決定に関する意向表明を提出させていただいております。

8業種については、これまでと同様に、労働協約ケース4業種、また、公正競争ケースとして4業種とさせていただいております。

各種商品小売業、各種食料品小売業ということで、ただ今、説明にもありましたが、新設決定に関しまして意向表明を提出しております。

このことについて、食料品に特化するだけでなく、衣食住に関わる食品、商品を小売販売している業種を加えることが必要であることから、このたびは、ドラッ

グストア、ホームセンターなど、日本標準産業分類の改定に準じて、新設決定に向けた意向表明を作成し、提出させていただいております。この内容を掲げた背景には、国民が生活する上で、衣食住に関する商品小売販売は欠かすことができないことや、コロナ禍のようなパンデミック、また、今回の石川の地震もありますが、大震災等の災害発生時には、エッセンシャルワーカーとしての役割、責任をも担っているということで、そこに従事する従業員、産業自体が必要な存在であることは明らかであるという視点でございます。事業所毎に必要な優秀な人材を確保していくために県最低賃金を適用するのではなく、最低賃金を上回る産業別最低賃金を適用すべきであると考えていることから、本年の意向表明ということで提出させていただいております。

最後に、これから申出までに書類等準備し、提出させていただく予定でございます。改正について、認めていただけるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ただ今、特定最低賃金の改正について、労側委員から意向表明がありました。先ほど、日本産業分類の改正による特定最低賃金の取扱いについて事務局から説明もありましたが、これも踏まえて御意見、御質問はございませんか。

使側から、何か御発言はありますか。

中野委員

意向表明なので、構いませんけど、昨年度、一昨年度の状況もありながら、また出してこられることもよく分からないし、9番目にあります項目で新設という部分、本省の方で基本的には協約ケースでやれということをお願いしている中で、新設で公正競争と出してこられるのはいかがなものかと感じております。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、特定最低賃金の改正及び新設の申出に関する意向表明を、労働者側から受けたということでこの議事は終了といたします。

その他に、委員の皆様から何か御発言等がございますか。

(発言なし)

岡田会長

それでは、議事（3）「その他」に移ります。
事務局から、説明をお願いします。

石井賃金室長

はい、私の方から大きく4点説明させていただきます。

まず1点目は、審議会の議事の公開についてです。令和5年度は中央全員協議会報告を受け、最低賃金改正審議に係る審議会を原則公開とする、公労使三者が揃って審議しない個別審議については非公開とし、本審はすべて公開、専門部会は第1回目のみ公開、それ以外は非公開という形となりました。

他局の状況を取りまとめた資料としては、資料No.9「令和5年度における地方最低賃金審議会の公開状況」のとおりです。来年度の議事の公開をどうするかということについて、また、委員の皆様にご意見を伺いながら検討していくことを考えております。

2点目は、いわゆる地方版政労使会議として、「広島労働局働き方改革推進協議会」を令和6年2月7日に開催いたしましたので御報告します。

資料としましては、資料No.10、50ページです。50ページは議事次第を載せておりまして、それ以降は提出された資料の一部を載せております。これは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づき、働き方改革に関する県内の機運の醸成、県内企業の取組促進等を目的に設置されたもので、これまで広島県商工会議所連合会及び広島県が主催する「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」がこの協議会という位置づけで毎年1回程度開催されておりました。

しかしながら、今般、賃金引上げや年収の壁といった事項がテーマとであることから、広島労働局が主体となって協議会を開催いたしました。

出席者は資料にありますように、経済団体及労働者団体の代表、学識経験者、関係機関より参加をいただきました。

参加いただいた方を御紹介いたしますと、経済団体より広島県経営者協会西川会長、広島商工会議所連合会池田会頭、広島県商工会連合会長谷川専務、広島県中小企業団体中央会伊藤会長、連合広島大野会長、県立広島大学村上教授、広島県社会保険労務士会横手会長、行政機関からは、湯崎県知事、中国経済産業局宅見産業人材政策課長、オブザーバーとして公正取引委員会事務局亀井企業取引課長、そして労働局からは釜石労働局長です。

学識経験者として村上委員に出席いただいておりますが、最低賃金審議会の公益委員の代表として岡田会長にお願いしておりましたが、日程の調整がつかず、代わりに村上委員に出席いただきました。

協議会の内容としましては、まず、行政機関から、労働局をはじめ、中国経済産業局及び公正取引委員会事務総局から賃金引上げに関する支援策及び取組の説明がなされた後、出席者の皆様から、賃金引上げについて意見表明がなされました。出席者の御意見としては、賃金引上げに向けての認識は、政労使は一致しており、価格転嫁、政府の様々な支援策の重要性等について意見が出されました。

3点目としては、事業場視察についてです。事業場視察は、最低賃金改正審議のため事業場の実態について直接認識していただくことを目的として、委員の皆様にも事業場を視察していただくというものです。以前実施しておりましたが、コロナ禍のため令和2年度から5年度までは中止しておりました。事務局としましては、来年度は実施したいと考えております。時期としましては、以前実施したときと同じく来年度第1回本審の後と考えております。視察する業種等委員の皆様にも御意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最後は、令和6年度の審議会開催スケジュールについてです。

お手元にお配りしております令和6年度の審議会の御覧ください。右半分が、令和5年度の実績で、左半分が令和6年度の予定です。あくまで案としての御提案でございます。

例年、広島県最低賃金は、10月1日発効を目標に御審議をいただき、近年はそのとおりに実現しております。発効までには、最低賃金法第11条に定める15日間の異議申出期間、同法第14条に定める30日間の官報公示期間等必要期間を要しますので、こういった日数を考慮した上で御審議いただく必要があります。

中央最低賃金審議会、目安小委員会の審議予定等を踏まえまして、令和6年度の広島地方最低賃金審議会は、1回目の第553回本審を6月28日(金)、第554回本審を7月30日(火)とし、同日第1回目専門部会以降、地域別最低賃金改正について具体的な金額審議をお願いし、十分に審議を尽くすためにも4回の専門部会を予定しております。来年度は10月1日改正金額の発効とするには、8月5日(月)に答申をいただく必要がございます。答申後15日間の異議申出期間を挟み、遅くとも8月21日(水)の第556回本審において改正内容が決定しますと、官報公示手続きを経まして8月30日に官報公示、30日経過後の10月1日に指定日発効するという流れです。

仮に、8月5日結審せず予備日としている8月6日に結審した場合には、10月2日に発効となります。

現時点では予備日も含めまして6月28日、7月30日、8月5日、6日、21日、22日の日程確保をよろしくお願いいたします。正式なスケジュールは4月以降改めて御通知させていただきます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局説明について、御質問はございますか。

(質問等なし)

そのほか全体を通して、何か御質問、意見等はございませんか。

(質問等なし)

それでは、ここで釜石労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく、お願いいたします。

釜石労働局長

皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しいところをこの審議会に御出席いただき、審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

この一年を振り返りますと、昨年夏の広島県最低賃金の審議では、大幅な引上げの目安額が示された中、委員の皆様方には広島県内の状況等を考慮しつつ、真摯に御熱心に審議いただき、8月4日の審議会において全会一致で取りまとめていただきましたことに対しまして、まずもって感謝を申し上げます。

また、特定最低賃金7業種につきましても、9月下旬から10月末までの間、御熱心に御審議いただきまして、これをもちまして、広島県最低賃金については、10月1日に、また、特定最低賃金については、12月31日に発効することができました。改めて深く感謝申し上げます。

改正最低賃金の発効後、広島労働局としましては、中国経済産業局及び公正取引委員会中国支所に対しまして、改正最低賃金の周知の協力をお願いするとともに、地方公共団体、事業者団体、そして労働者団体等に対しまして業務改善助成金と併せて最低賃金の周知広報に積極的に取り組んでまいりました。

今年に入りましては、1月2月を中心に、最低賃金を守ってもらうべく、監督署による監督指導を通じて最低賃金の履行と確保に取り組んでまいりました。

賃上げにつきましましては、政府の最重要課題ということで、先ほど事務局からも御報告いたしましたように、2月7日に地方版の政労使会議を開催して、行政側から説明して、労使含め御参加いただいた皆様から、賃上げについての御意見をいただきました。賃上げは困難な状況はありますが、必要だという合意は出来たと考えているところでございます。

また、3月6日の広島地方労働審議会において審議され、了承されましたところでありますけど、令和6年の広島労働局行政運営方針の重点実施事項に、最低賃金、賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援、そして、最低賃金制度の適切な運営を掲げて鋭意取り組むところでございます。

引き続き委員の皆様方には広島県の最低賃金について御審議いただくこととなります。今年度以上の厳しい、難しい局面もあろうかと思っておりますけども、引き続き最低賃金制度の適切な運営のために、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。今年度最後の審議会の締めくくりに当たり御挨拶といたします。本年も誠にありがとうございました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。最後に事務局から何かございますでしょうか。

重弘室長補佐

今回の審議会をもって退任される委員の方が1名いらっしゃいます。使用者代表の藤井良朗委員です。

後ほど、御挨拶をいただきたいと思っております。

また、事務局の労働基準部長の前田、賃金室長の石井がこの3月に異動となり、また、辞令は出ておりませんが、次の賃金室長には、本日参加しております檀上が着任することになっております。

それぞれより御挨拶させていただければと思っております。

それでは、藤井委員よろしく願いいたします。

藤井委員

今御紹介ありましたように、本年をもってこの審議委員を退任することになりました。

理由は、東部機械金属工業協同組合の事務局長を一応、6月のいろいろな総会をもって退任し、完全リタイアでこれからのびのびと人生を謳歌することにしました。

今回退任ということにさせていただきました。

任期途中での退任だったので、大変事務局の方とか御迷惑をかけたんですけども、皆さん立派な方が一杯おられてしっかり審議されると思いますので、私は、今度は新聞なんぞを見ながら、ああ皆さん頑張られているなと思いつつ過ごしたいと思います。

本当にいろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

前田労働基準部長

労働基準部長の前田です。

2年間でしたが、委員の皆様には大変お世話になりました。

思い出深いことといたしましては、昨年の夏の審議で全会一致で広島県最低賃金の答申をいただいたことです。

4月から鳥取労働局で勤務させていただくこととなりますが、同じ中国ブロックということでございますので、引き続きよろしく願いいたします。

本当にありがとうございました。

石井賃金室長

賃金室の石井です。

2年間皆様には本当にお世話になりました。ありがとうございました。

私は、30年間くらい労働基準行政で仕事をしてまいりましたが、賃金の改正という業務は本当に初めてで、いろいろと不慣れなことで皆さまに御迷惑をおかけしたと思います。皆様のお陰でどうにかこの2年間、予定どおり発効することができました。本当にありがとうございました。次に福山労働基準監督署の方に行きますけども、改正はどうなっているのかというところを見ながら改正となった暁には周知等がんばりたいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

檀上署長

辞令は出ておりませんが、4月から後任の賃金室長となります檀上と申します。よろしく願いします。

私は今、尾道の労働基準監督署の署長をしておりますが、今年度から尾道労働基準監督署の署長をしておりますが、昨年度、一昨年度は、労働局の雇用環境均等室の室長補佐をしておりますが、地方労働審議会の事務といった仕事をしていました。

賃金室の勤務は初めてで、わからないことだらけだと思うんですけど、よろしく願いします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、次回審議会令和6年度の第1回本審については、公開とさせていただきます。

以上をもちまして、第552回広島県最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。